

発議第3号

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例について

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成23年3月25日提出

提出者 高山市議会議員 松 葉 晴 彦

賛成者 高山市議会議員 大 木 稔
杉 本 健 三
伊 嵩 明 博
水 門 義 昭
佐 竹 稔
車 戸 明 良
中 箴 博 之
岩 垣 和 彦
真 野 栄 治

提案理由

常任委員会の所管を変更するため及び議会運営委員等の定数を変更するため改正しようとする。

発議第3号

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例について

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成23年3月25日提出

提出者 高山市議会議員

賛成者 高山市議会議員

提案理由

常任委員会の所管を変更するため及び議会運営委員等の定数を変更するため改正しようとする。

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例

高山市議会委員会条例（昭和42年高山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務企画委員会 <u>9人</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア～サ （略）</p> <p>(2) 福祉保健委員会 <u>9人</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア～ウ （略）</p> <p>(3) 文教経済委員会 <u>9人</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア～オ （略）</p> <p>(4) 基盤整備委員会 <u>9人</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア～ウ （略）</p> <p>（議会運営委員会の設置）</p> <p>第3条の2 （略）</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>18人以内</u>とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず<u>18人以内</u>とする。</p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務企画委員会 <u>6人</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア 危機管理室の所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 海外戦略室の所管に関する事項</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ～ス （略）</p> <p>(2) 福祉保健委員会 <u>6人</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア～ウ （略）</p> <p>(3) 文教経済委員会 <u>6人</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア～オ （略）</p> <p>(4) 基盤整備委員会 <u>6人</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア～ウ （略）</p> <p>（議会運営委員会の設置）</p> <p>第3条の2 （略）</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>12人以内</u>とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず<u>12人以内</u>とする。</p>

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第1号アからスまでの規定は、平成23年4月1日から施行する。